

特別強化指定選手選考規定

(一社) 日本知的障害者水泳連盟

(2018年12月制定)

(目的)

東京 2020 パラリンピックに向けてメダル獲得が期待できる選手をターゲットアスリートとして位置づけ、連盟として国際大会遠征や強化合宿等、特別に強化を行うことを目的とする。

(選考基準)

1. 2018年12月以降、東京パラリンピック実施種目において World Para Swimming (WPS) ランキング上位3位以内にランキングされた選手
2. 東京 2020 パラリンピックで実施される予定種目である 4×100m フリーリレーのメンバーとして選考される可能性がある女子選手 (100m 自由形 WPS ランキング日本人上位2名)
3. 上記以外に、会長が特別に認めた選手

(指定期間)

1. 2018年12月～東京 2020 パラリンピック終了時まで
2. 一旦、特別強化指定選手に指定された選手は、WPS ランキングが下がっても指定の取り消しはしない。

(特別強化指定選手の遵守事項)

特別強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。

1. 指定された国内外の合宿および大会への参加
2. 指定された連盟主催行事等への参加協力
3. 練習状況の報告
4. 健康など医学的状況変化の報告
5. アンチ・ドーピングに関する規程の遵守
6. トップアスリートとしての礼儀と規律の遵守

(特別強化指定選手の取り消し)

1. 特別強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、事情を調査の上、特別強化指定を取り消すことがある。